

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	令和6年7月5日（金）午前10時00分～午前10時30分					
②	会 場	大洲市役所2階 大ホール					
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	武田隆宏	4	藤田秀美
5	西岡輝治	6	須藤賢一	7	明後久利	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	二宮康壽	12	川本由紀美
13	矢野正祥			15	平井城太郎	16	形山康浩
17	高岡利典	18	津國巳代子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	跡部雅			36	和氣繁輝
37	細井敏江	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	14	一柳幸唯	35	堀内保宏		
⑤	遅刻委員						
⑥	事 務 局	新次長		松田専門員（農政）		菊地係長（農地）	
		吉田書記					
⑦	農 林 振 興 課	竹田課長		西山課長補佐		後藤専門員	
		吉田主事					
⑧	会 議 の 内 容	議案第38号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第39号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について				
		議案第40号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第41号	農地転用事業計画変更申請について				
		議案第42号	非農地証明について				
		議案第43号	農用地利用集積計画の決定について				

事務局（次長）	<p>只今から、令和6年第7回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	（会長挨拶）
事務局（次長）	<p>只今から、議案審議に移ります。会議規則第3条により、幸野会長に議事進行をお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中19名、推進委員20名中18名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日、14番 一柳幸唯委員、35番 堀内保宏委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、27番 永沼寛委員と28番 日野修次委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に、事務局の吉田書記を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3 議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第38号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（農地係長）	<p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>2件の許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>1番は、菅田町菅田の田1筆・862㎡について、譲渡人が市外在住で耕作管理が困難なため付近に住む譲受人に売買により申請地を譲渡するものです。</p> <p>所有権移転後は、水稻の栽培をする計画です。</p> <p>農業は、譲受人親子が年間を通して従事します。</p> <p>2番は、河辺町三嶋の畑1筆・634㎡について、亡くなった所有者の遺言により、弟である譲受人が申請地を取得するものです。</p> <p>所有権移転後は、栗を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。</p> <p>以上、2件のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。1番。</p>
11番	<p>1番案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案説明資料は2ページを参考にしてください。</p> <p>1番案件は、売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、菅田コミュニティセンターから南へ約800mのところにある田1筆です。</p> <p>先月19日に事務局職員と現地確認を行い、現在も良好に管理されていることを確認しました。</p> <p>譲受人世帯は、現在も水稻、柚子などを栽培しており、今後も引き続</p>

	<p>き親子で年間を通して農業に従事していくとのことで、耕作管理に問題はないと考えます。</p> <p>なお、譲受人世帯が所有している農地のうち、459㎡が「非耕作地」となっておりますが、この土地につきましては、20年以上前から植林しているとのことで、「非農地証明願」が出されており、この後の議案でご審議いただく予定です。</p> <p>そのほかの調査結果について、議案説明資料に記載のとおりで農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	2番。
39番	<p>2番案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案説明資料は3ページを参考にしてください。</p> <p>2番案件は、遺贈による所有権移転です。</p> <p>申請地は、河辺コミュニティセンター大伍分館から北へ約1kmのところにある畑1筆です。</p> <p>先月18日に事務局職員と現地確認を行いました。</p> <p>申請地は雑草が繁茂しており、しばらくは耕作されていない状況でしたが、今後、譲受人が農機具を購入して整備を行い、耕作管理していくとのことです。</p> <p>今回、遺言により宅地や山林とあわせて申請農地を取得するにあたって、譲受人より樹園地として耕作管理を始める旨の「新規営農計画書」が提出されております。</p> <p>地元の知人に協力を仰ぎながら、年間を通して農業に従事していくとのことです。今後の状況を見守っていくこととします。</p> <p>そのほかの調査結果について、議案説明資料に記載のとおりで農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	地元委員からの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第39号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』となっておりますが、議案第41号『農地転用事業計画変更申請について』と関連がありますので一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（専門員兼	議案第39号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

農政係長)

及び議案第41号「農地転用事業計画変更申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ及び4ページ並びに議案説明資料の4ページから16ページを併せてご覧ください。

各議案の1番、肱川町山鳥坂の土地1筆428㎡の案件です。

まず、農地転用事業計画変更についてですが、変更内容等につきましては、議案書に記載してありますとおりで申請人所有の農地で営農型太陽光発電を行いながら、その下部で椎茸を栽培するために令和3年7月に一時転用の許可を受けていましたが、実際の収穫量が計画の収穫量を大きく下回り、計画通りの事業が遂行できないため一般的な太陽光発電施設に計画変更するものであります。

申請地は、議案説明資料8ページの地番地目図に示した赤線の部分で、大洲市内中心部から南東に約14.6kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しております。

一般基準の各審査項目につきましては、議案説明資料の4ページをご確認ください。

次に、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてですが、前述の計画変更に伴い、営農型太陽光発電施設から一般的な太陽光発電施設に変更し、恒久的に転用するため、改めて許可申請を行うものです。

立地基準及び一般基準の各審査項目につきましては、議案説明資料5ページをご確認いただければと思います。

以上、2議案2件です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員より転用事業計画変更案件と4条許可申請案件について報告を受けたいと思います。

32番

まず、農地転用事業計画変更関係の1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。説明資料の4ページから16ページを参考にしてください。

本件は、事務局報告のとおり令和3年7月に転用が許可されていた案件でございます。

変更内容は、当初、申請地に営農型太陽光発電施設を設置し、その下で原木椎茸栽培をするように計画をしていました。転用許可後に当初の計画どおり施設の下で原木椎茸の栽培を行っていたものの、計画の収穫量の目標値があまりにも過大であり、実際の収穫量は計画の収穫量を大きく下回り、計画通りの事業が遂行できないため4条の当初計画を変更しようとするものです。

立地基準につきましては当初の計画から変更はなく、また、一般基準につきましてもすでに施設を設置されており問題ないものと思われまます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

引き続き、農地法第4条関係の1番案件について調査結果をご報告申し上げます。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」及び第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、既に設置してある太陽光発電施設を利用するものであり、現施設を設置する際に申請地に隣接する所有者から

	<p>の同意を得ており、施設設置による影響もほとんどないと思われるので問題ないものと思われます。</p> <p>よって、本件は農地法第4条第2項の各号には該当しないため許可相当であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
議 長 (会長)	<p>地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(質疑なし)</p>
議 長 (会長)	<p>特にご質疑もないようですので、お諮りいたします。2つの議案について一括してお諮りしてよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、一括してお諮りいたします。</p> <p>第39号と第41号の2案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第40号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (次長)	<p>議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書3ページならびに議案説明資料17ページから27ページまでを併せてご覧ください。</p> <p>1番、松尾の土地2筆合計211㎡の案件ですが、譲受人の経営する自動車整備工場で、廃車輛から部品取りを行うための廃車輛置場がないため、今回、申請地及び関連地を購入し、廃車輛置場とし、それを会社に賃貸するものです。</p> <p>農地区分は、大洲市中心部から東南東に約1.2kmのところま位置し、おおむね300m以内に自動車専用道路の出入口が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。</p> <p>したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願ひいたします。</p> <p>2番、菅田町大竹の土地2筆合計1,284㎡の案件は、肱川の堤防整備事業により立ち退きとなった集会所の代替地として、新たに申請地を売買により取得し集会所を建築しようとするものです。</p> <p>農地区分は、大洲市中心部から東南東に約3.2kmのところま位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しております。</p> <p>したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願ひいたします。</p> <p>3番、新谷の土地365㎡のうち265.26㎡の案件は、現在県外</p>

	<p>在住の借受人が大洲に住むため、親族所有の申請地を借入れ自己住宅を建築しようとするものです。</p> <p>農地区分は、大洲市中心部から北東に約6.9kmのところを位置し、おおむね300m以内にJR喜多山駅が存する区域内にある農地であることから第3種農地と判断しております。</p> <p>したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。</p> <p>以上、3件でございます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。1番。</p>
10番	<p>それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の17ページから19ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は18ページの位置図のとおり大洲道路肱南インター出入口から東へ約300mに位置する農地になります。</p> <p>まず、立地基準について、事務局説明のとおり第3種農地であり特に問題ないものと思われます。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。</p> <p>また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、19ページの地番地目図のとおり申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。</p> <p>よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>2番。</p>
13番	<p>それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の20ページから23ページを参考にしてください。申請地は21ページの位置図のとおり、大洲道路肱南インター出入口から東へ約2.2kmに位置する農地になります。</p> <p>まず、立地基準について、報告書記載のとおり申請地以外に当該事業の目的を達することが可能な土地がないことから第2種農地であるため、特に問題ないと思われます。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可がありしだい着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。</p> <p>また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、22ページの地番地目図のとおり申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。</p> <p>よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>3番。</p>
20番	<p>それでは、3番案件の調査結果をご報告いたします。</p>

議案説明資料の24ページから27ページを参考にしてください。
申請地は25ページの位置図のとおり、JR喜多山駅から北へ約200mに位置する農地になります。

まず、立地基準について、事務局説明のとおり第3種農地であり特に問題ないものと思われま

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、26ページの地番地目図のとおり申請地の隣接に農地はなく、特に問題ないものと思われま

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

ご審議のほど、よろしくお願

議長（会長）

只今、地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第42号『非農地証明について』を議題といたしま

事務局の説明を求めま

事務局（専門員兼農政係長）

議案第42号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書5ページならびに議案説明資料28ページから36ページまでを併せてご覧ください。

1番、平野町平地の土地1筆858㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地に亡父が約30年以上前に杉を植林し、現在では農地へ復旧することが著しく困難となったとのことでございま

2番、菅田町宇津の土地1筆459㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございま

申し出によりますと、申請地に昭和60年頃、亡父が杉を植林し、現在では農地への復旧が著しく困難となったとのことでございま

3番、河辺町河都の土地6筆合計1,744㎡の案件は、申請地のうち面積が一番小さいもの以外について転用（植林に限る：20年以上経過）し、また、面積が一番小さいものについて自然潰廃（20年以上耕作放棄）し復旧が著しく困難ということで申請があったものでございま

申し出によりますと、面積が一番小さいもの以外については亡父が昭和63年に杉を植林し、面積が一番小さいものについては急斜面であっ

たため昭和63年頃から放置した結果、雑木が繁茂し農地として復旧することが著しく困難となったとのことでございます。

以上、3件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員より報告を受けたいと思います。1番。

7番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の28ページから30ページを参考にしてください。

申請地は、29ページの位置見取図のとおり平野コミセン平地上分館から北へ約1.3kmに位置する農地になります。

申請によりますと、申請地に亡きお父さんが約30年以上前に杉を植林し、現在では農地への復旧は大変困難な状態であるとの申し出です。

申請者の申立て及び現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林後20年以上経過しているものと推察することができます。農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われま。

よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

2番。

12番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の31ページから33ページを参考にしてください。

申請地は、32ページの位置見取図のとおり菅田コミュニティセンターから南南東へ約2.8kmに位置する農地になります。

申請によりますと、申請地に昭和60年頃亡き父が杉を植林し、現在では農地への復旧は著しく困難な状態であるとの申し出です。

申請者の申立て及び現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林後20年以上経過しているものと推察することができます。農地への復旧は開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから復旧は著しく困難と思われま。

よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

3番。

38番

それでは、3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の34ページから36ページを参考にしてください。

申請地におきましては、35ページの位置図のとおり旧河辺中学校から北北東へ約350mから約500mの範囲に位置する農地になります。

申請によりますと、申請地のうち面積が一番小さい一筆以外は亡き父が昭和63年に杉を植林し、面積が一番小さい一筆は急斜面であったため昭和63年頃から放置した結果、雑木が繁茂している状態となっており、農地として復旧することが著しく困難となったために現在では、農地への復旧は著しく困難な状態であるとの申し出です。

面積が一番小さい一筆について急斜面については雑木等が繁茂してお

り、また、それ以外の申請地については申請者の申立、現地調査による樹木の生育状況など、少なくとも植林から20年以上経過しているものと推察することができ、現場の状況から、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。

よって本件は、非農地と判断して差し支えのないものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長） 只今、地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員 （質疑なし）

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、この証明願の土地について非農地と判断し証明書を交付することに、ご異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長（会長） ご異議ないものと認め、この証明願の土地について非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第43号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（農地係長） 失礼します。

説明に入らせていただく前に、お送りした議案書に誤りがありましたので訂正をお願いいたします。

まず、10ページの一番下、15番になりますが、現況地目が「畑」となっておりますところは正しくは「樹園地」ですので、訂正をお願いいたします。

それと次の11ページの上から2番目、17番の設定する利用権の期間ですが、令和6年8月1日から令和11年7月31日とありますが、「令和11年」を「令和16年」と訂正をお願いします。合わせて、その下に期間「5年」とありますが、こちらを「10年」と訂正してください。お手数をおかけし申し訳ありませんでした。

それでは、利用権設定について説明いたしますので、議案書6ページにお戻りください。新規の案件のみをご説明します。

まず1番は、水稻を栽培するため賃借権を10年間設定するものです。

次に、8ページの6番から9ページの9番までは、利用権の設定を受ける者が同一の案件です。すべて野菜を栽培するため賃借権を10年間設定します。

次に、10ページの13番と14番は、利用権の設定を受ける者が同一の案件です。すべて野菜を栽培するため賃借権を5年間設定します。

15番は、果樹を栽培するため使用賃借権を10年間設定するものです。

次に、11ページの17番は、野菜を栽培するため使用賃借権を5年間設定するものです。

19番は、野菜を栽培するため賃借権を5年間設定するものです。

その他は再設定の案件ですので後ほどご確認をお願いします。

今回の概要について、11ページに記載してありますとおり利用権設

定の件・筆数が19件32筆、総面積は5万708㎡です。

続いて、所有権移転の案件です。議案書は12ページをご覧ください。

1番、菅田町菅田の畑1筆201㎡については、所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため売買により農地を取得しようとするものです。利用目的は大豆です。

以上、所有権移転の件・筆数は1件1筆、総面積は201㎡です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。